

教育、民生常任委員会  
報 告 書

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

美 里 町 議 会

教育、民生常任委員会

## 1. 政策研究に関する事項

「ごみの減量化について」

## 2. 目的

近年、生活水準の向上に伴い排出される廃棄物は、その量、質ともに変化し増大しており、ごみの減量・分別・資源化に向けての取り組みは、地球規模での温暖化問題、環境問題を背景に循環型社会形成に向け大きく転換してきている。こうしたことから、美しい環境を次世代につなげるため、さらなる対策への取り組みは重要な課題となっている。

本町の現況は、一般廃棄物処理事業実態調査総括表によると、ごみ総排出量は、平成 26 年度 9,247 トン、平成 27 年度 9,435 トン、1 人 1 日当たりの排出量は、平成 26 年度 1,003 g、平成 27 年度 1,022 g、リサイクル率は、平成 26 年度 11.6%で県内 34 位、平成 27 年度 10.6%で県内 34 位という低い率になっており、更なる対策を講ずる必要があることから、「ごみ減量化対策」について調査・研究することとした。

## 3. 経過

平成 28 年 2 月 26 日	政策研究テーマを決定
3 月 23 日	研究テーマの今後の取り組み事項を協議
4 月 13 日	ごみ減量化の町の現状と、所管事務調査先について協議
5 月 23 日	大崎地域広域リサイクルセンタ - 視察
6 月 17 日	大崎地域広域リサイクルセンタ - 視察のまとめ 所管事務調査先と視察内容を確認
7 月 13 日 ~ 15 日	北海道本別町と岩見沢市を視察研修
7 月 28 日	所管事務調査のまとめ
8 月 5 日	本町担当課との意見交換
11 月 9 日	議会報告会における町民からの意見についてのまとめ リサイクル率が低い原因についての協議 ごみ減量化に向けた対策についての協議
12 月 2 日	ごみ減量化に向けた対策についての協議 色麻町のごみ減量化に向けた取り組みと大崎広域大日向クリーンパークについて、視察することを確認
12 月 26 日	本町担当課との意見交換 視察内容を確認
平成 29 年 1 月 19 日	色麻町のごみ減量化の取り組みと大崎広域大日向クリーンパークの視察とまとめ

2月17日	本町担当課との意見交換
4月21日	平成27年度全国および県内一般廃棄物処理事業実態調査結果の確認
5月23日	本町担当課より、平成27年度調査結果説明と取り組みについての意見交換 登米市視察を確認
5月29日	登米市のごみ減量化の取り組みについて視察とまとめ 所管事務調査先の確認
7月5日～6日	東京都小金井市と神奈川県鎌倉市視察研修
7月20日	所管事務調査のまとめ
8月3日	大崎地域広域行政事務組合への要望事項について協議
8月21日	大崎地域広域行政事務組合本町選出議員との意見交換
9月28日	議会報告会の資料について協議
11月16日	委員会報告書のまとめについて協議
11月30日	委員会報告書のまとめについて協議

#### 4. まとめ

本町のごみ減量化・リサイクル化などに向けての取り組みは、地球規模で環境を守るという立場から重要な課題であるという事を再認識した。

その取り組みについては、全国・県内の先進地視察から学ぶものが多く、本町においてはなお一層強化すべきものであると確認した。

また、ごみ量増加は大崎地域広域行政事務組合への本町負担額の増額になることから、町財政にも大きく影響している。

以上のことから、下記事項を提言し、町当局に対し政策に反映されるよう強く要望する。

#### 記

1. 一般廃棄物の排出量目標については、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間は同数量となっていることから、ごみ減量化計画を作成し、対策を講ずること。

#### 2. 啓蒙活動について

##### (1) 住民の協力義務の周知徹底について

住民の協力義務については、美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条に定められているが、「ごみ処理三原則」を基本にし、分別及び

収集については、各行政区長と各衛生組合長との連携を強め、説明会を行うなど、住民への啓蒙活動を行うこと。

ごみカレンダーについては、分別方法や収集物を記載するなど、わかりやすいものにすること。

- ( 2 ) 子どもの環境教育として、教育委員会と連携し「社会科副読本」の作成、施設見学を行うなどし、教育の充実を図ること。
- ( 3 ) ごみ収集に係る経費および資源物回収の再生処理状況について、住民に知らせること。

### 3 . その他取り組むべき事項

- ( 1 ) 子ども会、自治会などでの資源物集団回収活動に対する補助金交付について検討すること。
- ( 2 ) 雑草・枝木などについて、堆肥化も含め減量化に取り組むこと。
- ( 3 ) リサイクル化を図るため、家庭で不要になったものを必要な人に譲る掲示板を設けること。
- ( 4 ) 家庭におけるごみ減量化のため、生ごみ処理機やコンポストなどを購入した場合の補助金交付について検討すること。
- ( 5 ) 事業者の責務については、条例に定められていることから、指導を強めること。
- ( 6 ) 粗大ごみの戸別収集を検討すること。